

令和4年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要

(制度の見直し等により、事業内容が変更又は廃止される場合があります)

令和4年9月 広島県医療介護基盤課

1 対象施設

有床診療所, 病院, 助産所のうち病床又は入所施設を有する棟

2 対象事業

(1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備を含む)

対象施設のうち, 消防法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第333号) 等により, 新たにスプリンクラーの設置義務が生じた, 又は義務は生じていないが自主的に設置しようとする施設に, 新規で整備するもの。(更新は対象外です。)

(2) 自動火災報知設備整備

対象施設のうち, 消防庁予防課長通知 (平成26年3月28日付け消防予第118号) で示された基準に適合するものとして自動火災報知設備の設置を免除されている施設で, 既設の連動型住宅火災警報器を自動火災報知設備に更新するもの。

3 補助金の交付額

【スプリンクラー施設整備】

次表の基準額と対象経費とを比較して, 少ない方の額に補助率を乗じたものを交付します。

種別	基準額	対象経費	補助率
通常型スプリンクラー	対象面積1㎡当たり 19,900円 (消火ポンプユニット等を設置した場合 1施設当たり 2,019,000円を加算)	スプリンクラー (パッケージ型 自動消火設備を 含む) 整備のため に必要な工事費 又は工事請負費	1/2
水道連結型スプリンクラー	対象面積1㎡当たり 19,200円 (消火ポンプユニット等を設置した場合 1施設当たり 2,019,000円を加算)		
パッケージ型自動消火設備	対象面積1㎡当たり 23,200円		
消防法施行令第32条(※)により スプリンクラーの代替設備として認められた設備	対象面積1㎡当たり 22,600円		

※ 消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第32条 (基準の特例)

この節の規定は, 消防用設備等について, 消防長又は消防署長が, 防火対象物の位置, 構造又は設備の状況から判断して, この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも, 火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく, かつ, 火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては, 適用しない。

【自動火災報知設備整備】

次表の基準額と対象経費とを比較して, 少ない方の額を交付します。

基準額	対象経費
1か所当たり 1,050,000円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費

4 工期

令和4年度中に着工し、工事完了すること。

(令和4年度中に工事が完了しない可能性がある場合は、別途、御相談ください。)

5 留意事項

- (1) この補助事業は、医療提供施設部分のみ対象です。(介護提供施設や医師住宅等は対象外)
- (2) スプリンクラー施設整備は、棟ごとの整備事業となります。複数の病棟又は入所施設に整備する場合は、棟ごとに補助額を算定します。(棟ごとに年次を変えて申請することも可能)
- (3) 自動火災報知設備整備は、施設単位の整備事業となります。複数の病棟又は入所施設に整備する場合であっても、補助基準額は一律です。
- (4) 工事の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。
また、補助金の内示を待たずに、入札公告を行うなど事業に着手した場合は、補助金を交付できない場合があります。(国の内示時期によりますが、例年、8月以降に内示します。)
- (5) 補助金を受けて取得し、又は効用の増加した不動産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認なく、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄することはできません。(スプリンクラー：8年、自動火災報知設備：8年)